

■交通費助成券の利用について■

京極町役場健康推進課(電話42-2111)

●助成券(タクシーチケット)を利用できるタクシー会社

町内・町外対応	「京極ハイヤー」	京極町字京極409	(電話 42-2269)
町外からは…	「ニセコ国際交通」	倶知安町北1条西3丁目	(電話 22-1171)
	「ハチリキタクシー」	ニセコ町本通138	(電話 44-2800)
	「ワールド交通」	喜茂別町字喜茂別252-6	(電話 33-2114)
車イス等の方は…	「ニセコ介護タクシー」	ニセコ町有島150-17	(電話 55-5193)

※ 町外の業者は、**京極町内のみの移動**には利用できません。

●助成券(タクシーチケット)の利用方法

- ・ ご本人のみご利用できます。（家族等の同乗は可能です。）
- ・ タクシーを乗る時には、運転手さんへ「手帳」を提示してください。
降りるときには、「手帳」を再提示し、必要分の「交通費助成券」をお渡しください。
- ・ 利用する際の枚数制限はありませんが、つり銭は受けられませんので、不足分の金額はお支払いください。
- ・ **いかなる場合も換金できません** のでご了承ください。

※ 施設に入所中の方や人工透析の通院送迎を利用されている方は対象となりません。

※ 対象者が死亡若しくは対象者でなくなったとき、又は**使用期間**までに使用しなかった助成券は、健康推進課へ返還してください。